

安全帯の使用基準(推奨)

作業時の状況	ケースA1 ※特別教育対象 (胴ベルトの場合を除く)	ケースA2	ケースB	ケースC	ケースD1	ケースD2	ケースE ※特別教育対象
	墜落のおそれあり		墜落のおそれがある箇所には、囲い・手すりの		設置等の墜落防止措置が講じられている		墜落のおそれあり
作業時の高さ	作業床を設けることが困難なとき ※安衛則518条2項	作業床はあるが、囲い・手すり等を設けることが著しく困難なとき ※安衛則519条2項	作業床を設けることが困難な箇所又は作業床はあるが囲い・手すり等を設けることが著しく困難な箇所への通行・昇降のとき ※通路に墜落防止措置が講じられている場合	作業床があり、囲い・手すり等を設けている箇所で行う作業を行うとき 作業床があり、囲い・手すり等を設けている箇所への通行・昇降のとき	ブーム式高所作業車を用いて作業を行うとき ※構造規格に基づき作業床には囲い等が設けられているが、作業床は不安定であり、法的に使用義務が課せられている ※安衛則194条の22	垂直昇降式高所作業車を用いて作業を行うとき	柱上作業等でワークポジショニング作業を行うとき ※U字吊り用器具は単独では使用不可(安全帯の併用が必要) ※安衛則518条2項
作業例	①鉄骨の梁取付作業 ②山留めの切梁取付作業 ③単管抱き足場組立作業	①外壁の取付作業 ②作業床端部への手すりの取付作業	①タラップ、はしごを使用する昇降(安全ブロック等を使用) ②手すり、中棧がある階段を使用する昇降	①手すり等がある場所で行う作業(配筋・電気・設備工事等) ②手すり、中棧がある階段を使用する昇降	ブーム式高所作業車を使用して行う作業	垂直昇降式高所作業車を使用して行う作業	電柱作業
6.75m	(1)ア 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	(1)イ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	(1)ウ 「フルハーネス型」 [法的には使用不要]	(3)ア・ウ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]	(1)エ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	(2)エ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]	(1)オ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]
5m	(1)ア 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]	(1)イ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]	(1)ウ 「フルハーネス型」 [法的には使用不要]		(1)エ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]		(1)オ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]
2m	(2)ア 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可]	(2)イ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可]	(2)ウ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]		(2)エ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可]		
備考	※ケースA1、A2及びBの場合で、高さが5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合には、着用している安全帯をその都度交換することは実際的ではないことを十分考慮する必要があります。 ※高さが5m以下の箇所で行う場合には、万一墜落した場合に被災者が地面に到達するおそれを極力生じさせないようにするため、ロック機能付き巻き取り式ランヤードを備えた安全帯を選択したり、安全帯の取付設備を出来るだけ高い位置に設ける等の措置を講じる必要があります。				※高所作業車を用いて作業を行うときの「高さ」は、実際の作業時における作業床の高さで判断します。 ※ケースD1の場合で、高さが5mを超える箇所と5m以下の箇所の双方で作業を行う場合には、着用している安全帯をその都度交換することは実際的ではないことを十分考慮する必要があります。		※頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型着用者が地面に到達するおそれがある場合は、「胴ベルト型」の使用も認められます。

※特別教育対象外の作業においても「フルハーネス型」安全帯の適切な使用方法を学んでもらうために特別教育を受講することを推奨します。

建設工事における安全帯の「活用指針」を提示

日建連の安全委員会(伊藤寛治委員長「飛鳥建設(株)会長」)は、安全帯に係る法令改正により、高さが六・七五mを超える箇所において安全帯の使用が義務付けられている作業を行う場合には、フルハーネス型としなければならない旨が定められたこと、及び厚生労働省が策定したガイドラインが一般的な建設作業の場合には五mを超える箇所ではフルハーネス型の使用を推奨すると規定したことなどを踏まえ、建設労働安全研究会の協力を得て「建設工事における『墜落制止用器具(通称「安全帯」)』に係る『活用指針』」を取りまとめ、厚生労働省労働基準局安全課及び建設業労働災害防止協会の了解を得た上で昨年十二月、会員企業に提示した。

活用指針では、建設事業者が自主的に講じることが望ましいと考えられる措置も含め、作業時の状況及び作業時の高さ別に、フルハーネス型と胴ベルト型の安全帯のどちらを使用することが適当であるかという推奨基準を定めており、当該基準を一覧表及びイラストで示すことにより、会員企業が安全帯を選定する際の指針として活用することを目的としている。

なお、建設現場における作業は多種多様で画一的な基準がすぐわかない場合なども想定されるため、活用指針は基本的な選択肢を提示するために、高さが二m以上の箇所では、作業床を設けることが困難な時または墜落のおそれがある作業床の端部等に囲いや手すり等を設けることが著しく困難な時に労働者が使用する安全帯は、フルハーネス型が基本となるが、万一の墜落時にフルハーネス型を着用している労働者が地面に到達する恐れがある場合には、胴ベルト型を着用していたほうがより安全なこともある。また、建設業界では胴ベルト型の着用が安全文化として定着しており、労働者の安全意識の向上を図っていく上で、胴ベルト型は重要な役割を果たして来ている。

活用指針の基本的考え方

高さが二m以上の箇所では、作業床を設けることが困難な時または墜落のおそれがある作業床の端部等に囲いや手すり等を設けることが著しく困難な時に労働者が使用する安全帯は、フルハーネス型が基本となるが、万一の墜落時にフルハーネス型を着用している労働者が地面に到達する恐れがある場合には、胴ベルト型を着用していたほうがより安全なこともある。また、建設業界では胴ベルト型の着用が安全文化として定着しており、労働者の安全意識の向上を図っていく上で、胴ベルト型は重要な役割を果たして来ている。

こうした事情を踏まえ、関係法令及びガイドラインを遵守するとともに、胴ベルト型の有用性を十分に評価・考慮した上で推奨基準を示したものであり、フルハーネス型と胴ベルト型の安全帯が、それぞれ適切に選定・使用されることが期待されている。